

シンポジウム 中国における人権保障の確立を考える

2014年5月、1989年6月4日の天安門事件から25年となる6月4日を前に、北京市内の一般市民の住宅で内輪の勉強会を開催し、事件の真相究明を要求していた中国の著名な人権派弁護士・浦志強氏ら十数名の弁護士、学者、作家らのうち、5人が「騒動惹起罪」の容疑で拘束されました。その後、4人が保釈されましたが、浦氏だけは6月13日に最長10年の禁固刑となる「騒動惹起罪」と最長3年の禁固刑となる「個人情報不法取得罪」の容疑で正式に逮捕されました。

浦氏が、「騒動惹起罪」や「個人情報不法取得罪」という不明瞭な内容の不明瞭な容疑で逮捕されたことに対し、中国国内だけでなく、国際社会においても「法治の後退だ」として落胆の声が広がっています。現在中国では、浦氏だけでなく、高い理想と専門性をもち、積極的に活動する少なからぬ人数の弁護士や、良心と理性をもって、豊かで平和な未来のために尽力する活動家、ジャーナリスト、研究者などが、「公共秩序騒乱罪」「国家転覆煽動罪」「騒動惹起罪」「国家機密漏洩罪」などの容疑で拘束、逮捕され、有罪判決を受けています。

隣国に住む私たちは、このような中国の情勢をどのようにとらえればよいのでしょうか。市民社会の成長を阻止し、各分野の専門家の活動の幅を狭めるような規制は、持続可能な発展を目指す中国にとって、大きな足枷となると考えられます。しかし、共産党による一党体制を貫く中国は、独自の論理を展開し、言論・思想界や人権活動に対する引き締めを強化しています。

こうした中、私たちは中国の人々と、どのように価値観を分かち合い、相互理解をすすめればよいのでしょうか。社会的責任を負い、人権保護のために行動する中国の弁護士、活動家、ジャーナリスト、研究者などが、心身の自由を保障され、存分にその社会的使命を果たすためには、どのような条件が必要となるのでしょうか。

本シンポジウムでは、「憲政民主」の主張が注目されている北京大学法学院の張千帆教授をお招きし、基調講演をしていただいた後、こうした問題について徹底的に討論いたします。皆様のご来場を心よりお待ちしております。

日時 2014年7月28日（月） 18:00-21:00

場所 明治大学 グローバルフロント ホール（住所：千代田区神田駿河台2-1）

主催：「中国における人権保障の確立を考える」シンポジウム実行委員会

共催：北海道大学法学研究科附属高等法政教育研究センターほか

プログラム

<第一部>

基調講演「中国の権利保護運動および人権保障の現状と課題」

(張千帆 北海道大学法学研究科教授・北京大学法学院教授)

<第二部> 討論

(1) 浦志強弁護士の逮捕及びその後の状況について (東京大学・阿古智子准教授)

(2) パネルディスカッション「日中の市民に何ができるのか」 (明治学院大学・東澤靖教授、北海道大学・鈴木賢教授、ヒューマンライツウォッチ日本代表・土井香苗弁護士、日弁連国際委員会・上柳敏郎弁護士、明治大学・石井知章教授ほか)



張千帆教授プロフィール

1964年上海生まれ。南京大学物理学部を卒業後、1984年に渡米。1989年、カーネギーメロン大学で物理学の博士号を取得。カリフォルニア大学で研究員を務めた後、1992年にメリーランド大学法学院に入学し、法学を学ぶ。1995年にはテキサス大学オースティン校に入学し、1999年に同校の政治学博士を取得した。帰国後、南京大学で教鞭をとり、現在は、北京大学法学院、北海道大学法学研究科教授。一貫して「憲政民主」（憲法に基づく政治と民主の実現）を主張しているほか、戸籍制度による差別を批判し、教育を受ける機会の平等を求める運動も展開している。